

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
【I 市民と行政が協働してまちづくりをすすめるように、行政の役割や責任を明確にした市政の確立】													
I - (1) 地域協働の推進													
1	協働のまちづくり基本 条例の全市域におけ る施行	まち づ くり 支 援 課	協働のまちづくり基本条例の全市域における施行に むけ取り組む (合併時は近江八幡地域のみ適用する暫定施行) ① 広報や行政番組を通して、条例の趣旨などについて 啓発する ② 条例で規定されている内容の実施状況をまとめ、 「協働のまちづくり推進委員会」(外部組織)等 を立ち上げ、検証を行う ③ 検証結果をもとに、必要に応じて条例を見直し、 議会へ提案する	市民と行政の適切な役割分 担のもと、協働のまちづくりを 推進する	合併時には、協働のまちづくり基本条例 が近江八幡地域のみ適用する暫定施 行となっており、新しい近江八幡市がめ ざす協働のまちづくりを進めていくため には、安土地域においても条例の主旨等 について理解を得なければならない。	準備	→	実施	→	平成23年度に条例を整備し、平成 24年度から全市域において施行す る	近江八幡市協働のまちづくり基本条例を制定 (近江八幡地域のみ→全市域に適用) 施行日 平成24年4月1日 【取り組み】 H23 ・協働のまちづくり推進委員会を設置 ・安土地域におけるタウンミーティングや市民活動 団体等との意見交換会を実施 ・条例素案について意見聴取(市民説明会・ パブリックコメント) ・12月議会に条例案を提出し、議決 H24 ・条例の全市域施行に伴い、あらためてホームペー ジや広報紙を使っての市民周知を図った。 ・庁内に対して、協働と参画の状況について各課 に照会することで条例の浸透を図った。	市の計画や指針を作成する際のパブリックコメ ントの必要性などが職員に浸透して来てい る。	
2	身近な自治システムの形成 * 地域(学区)におけるま ちづくりや住民自治活動の 主体となる学区まちづくり協 議会を設立し、市からのま ちづくり支援交付金を原資 として活動する仕組み。近 江八幡地域では9つのまち づくり協議会組織がある。	ま ち づ くり 支 援 課	① 安土地域のまちづくり協議会について、平成25年度 設立にむけて支援する ② まちづくり協議会の役割について、学区役員や地域 住民、職員に周知する ③ まちづくり支援交付金(まちづくり協議会活動の原 資)をより有効活用するための情報交換を行う ④ 協働のまちづくり推進委員会により、まちづくり支援 交付金の成果などを検証する	市民と行政の適切な役割分 担に基づく協働のもと、市民 の自主自立のまちづくりをめ ざす	合併時、近江八幡地域では、まちづくり 協議会が設立され、まちづくり支援交付 金を原資として学区コミュニティ活動を展 開しているが、安土地域には同様の組 織がない。 市民と行政との役割分担を明確にし、 各々の立場において協働のまちづくりの 取り組みが行えるようなシステムづくりが 必要である。	一部 実 施	→	→	安土地域におけるまちづくり協議会 の設立 まちづくり支援交付金の適正かつ有 効な活用	【取り組み】 ① 安土地域におけるまちづくり協議会の設立に向けて の支援 ・安土学区では平成25年4月のまちづくり協議会 の設立に向けて取り組まれている。 ・老蘇学区では平成24年4月にまちづくり協議会 が設立された。 ② 各学区まちづくり協議会への支援 ・学区まちづくり協議会の運営状況や課題の把握 及び情報交換のために、会長会(随時)、事務 主任会議(毎月)を開催する。平成23年度 からは、安土・老蘇学区設立準備委員会の会長 も参加され、情報の共有が図れた。 交付金の活用状況と会計手続きを確認する。 ・H22年度に策定された第1期の各学区まちづくり 3か年計画に基づき取り組まれた事業の発表会を、 公開で開催した。(H25年2月)	まちづくり協議会の活動内容を、市民に周知 し理解を促す機会である事業発表会の開催 について、ケーブルテレビなどを使って広報を 行った結果、一般市民や行政職員を含め、 前年度よりも多くの参加者を得ることがで きた。 平成23年度参加者：59名 平成24年度参加者：85名 参加者からは、地域の特色ある取り組みが 理解できたが、今後は更に掘り下げた報告が 聞きたいという声が多く、まちづくり協議会への 市民の関心が高まってきている。		
3	NPOと行政の協働 の仕組みづくり	ま ち づ くり 支 援 課	官と民が互いの特性利点を活かした協働事業が行えるよう 「協働のまちづくり推進委員会」を設け、ひとつの方向性を 定める	官と民それぞれの立場により まちづくりに取り組める仕組み が構築できるよう市民自治 基本計画を策定する	複雑多様化する市民ニーズに対応して いくためには、行政だけではなく、NPO等 をはじめとする市民団体が、地域のまち づくりの推進における課題の分析と解決 にむけ、協働の精神に基づいて連携す る必要がある。そのためには、市が方向 性を示すことで協働のまちづくりの推進に ついて、NPO等の市民活動団体の理 解を得ることが重要である。	検 討	→	実 施	→	平成24年度に市民自治基本計画 を策定し、これに基づき協働を推進 する	【取り組み】 H23 ・NPO等市民活動団体との意見交換会を実施し、 現状把握 ・協働のまちづくり推進委員会における情報の共有化 H24 ・NPO活動の推進補助金交付要綱を定めること による支援体制の確立。	学区まちづくり協議会を地域のまちづくりの中 核として位置づけている本市では、まちづくり 協議会・市民活動団体・行政のネットワー クをより強化することが大切であることから、行 政が主体となってこの推進を図る。 より専門的なスキルを持った関係機関との連 携の強化を行う必要がある。	
4	市政への市民参画機 会の提供等	各 課	様々な意思決定の過程における市民参画の機会の提供 あるいは確保するための取り組みを推進する (参考)平成22年度の状況 * 市民委員を構成員としている審議会等の数 24(A) * 公募委員を構成員としている審議会等の数 9(B)	市政へ市民の意見を反映 し、協働のまちづくりを推進す る	これまでの行政改革以上に住民自治の 確立と行政の役割を明確にすることを重 視している中で、市民の理解と納得を 得ながら進めていくために、近江八幡市 の様々な意思決定と市民の意見を政 策に反映する制度や仕組みの運用が 重要になっている。	実 施	→	→	公募委員を構成員としている審議 会等の数の増加 (B) / (A) = 60% をめざす	【公募委員を構成員とする審議会等の状況】 毎年12月末時点 H22 8/16 50.0% H23 19/36 52.8% H24 13/28 46.4%	(参考) 審議会委員等への女性の登用率 H24 24.8%		

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
5	市民提案制度の創設	政策推進課	市役所の行っている仕事のうち、市民自らが行えるもの提案を募集し、市民発案・参画型のまちづくりを推進する	市民のまちづくりへの参画意識を醸成する	著しく変化する社会情勢の中で、持続可能な行政運営を行うためには、市民参画型、協働型のまちづくりを熟成させる必要があり、市民と行政との役割分担や協働の推進について取り組んでいくことが求められている。	実施					提案件数 毎年10件以上	【提案件数】 H22 8件提案 (内 条件付き採用 1件) H23 4件提案 H24 0件	市民からの提案を募集する制度を一定確立し、広報紙・ホームページへの提案募集記事の掲載や、各コミュニティセンターに市民提案カードを設置する等本制度の周知に努めた。平成23年度から常時募集に切り替えたものの、制度の主旨や目的に合致した提案は少ないことから、制度の抜本的な見直し、検討が必要である。
6	災害など有事の際の協働体制の構築	危機管理室	① 各自治会に近江八幡市地域防災活動推進員を設置し、組織の立ち上げと計画的な訓練の実施を推進する ② 未組織の自治会へは、推進員や出前講座を通じて組織化を働きかけるとともに、防災資機材購入に係る補助制度の周知 * 自主防災組織がある場合は、補助対象となる範囲が拡大 (平成22年度目標65% ⇒H22年12月末現在 99/154 64.2%) ③ 各学区まちづくり協議会に対して、地域防災活動推進員を中心とした「仮称 学区防災活動推進協議会」の設置を働きかける	大規模災害発生時の被害の軽減をめざし、地域防災力を強化する	市の広報や出前講座等により自主防災組織の重要性を呼びかけているが、本県では近年大規模災害の発生がないため、住民の危機意識が低いことなど(以下)組織化が進まない状況にある。 * 自治会組織の弱体化 * 自主防災活動に対する住民の意識不足 * 住民同士の関係が疎遠である * 災害に対する危機感が希薄である * 地域の防災リーダーが育たない * 活動費や防災資機材が不足	実施					組織率 77.0% (H26年度末)	【組織率】 H22 101/159自治会 63.5% H23 107/159自治会 67.3% H24 112/159自治会 70.4% (H24.12月末現在) 【取り組み】 出前講座の実施 H22 7回 H23 21回 H24 12回(H24.12月末現在) (参考)八幡学区の取り組み まちづくり協議会の安心安全部会の中に、防災活動推進協議会が設置されている * H23 公開事業診断対象事業	自治会単位で自主防災組織が設置された後の実効性を維持することや組織がない自治会への啓発の強化が課題であり、まちづくり協議会との連携にむけ取り組んでいる。 東日本大震災を契機に、災害に対する認識が高まっており、未設置の自治会からも設置に向けた相談が続いている。

【Ⅱ 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていただけるための、持続可能な財政基盤の確立】

Ⅱ - (1) 経費の節減等財政の健全化

Ⅱ - (1) - ① 持続可能な財政基盤の確立をめざした財政運営

1	中期財政計画の策定と進捗管理	財政課	全庁的な取り組みを展開するために、財政運営の指針となる中期財政計画を策定し、進捗管理を行う 【収支改善に向けた基本的な考え方】 歳入 * 市税等は負担の公平性の確保 * 受益者負担はサービスのコスト削減を図りつつ市民間の受益と負担の公正性の確保 * 公有財産の有効活用と一般財源の確保 歳出 * 事業を検証し、無駄を排除 * 事前検証の徹底による投資的経費のコスト削減と一般財源による負担の抑制	新市基本計画に基づくまちづくりの実現に向け、持続可能な財政基盤の確立をめざす	平成21年度決算では、歳入の根幹である市税が落ち込むなど景気後退の影響を受け、以前として景気動向は不透明な状況が続き、予断が許されない社会経済情勢に取り巻かれている状況下において、高度化・多様化する行政需要に対応しつつ、新市基本計画に予定されている事業を進めていく必要がある。 【参考】平成21年度 普通会計 基金残高 66.83億円 市債残高 200.67億円 実質公債費比率 11.9% 将来負担比率 28.5%	実施					基金残高(財政調整・減債・公共施設整備基金) ⇒ 45億円以上 (平成26年度末)	【基金及び市債残高と健全化判断比率】 平成24年度決算見込み 基金残高 118.46億円 市債残高 210.74億円 実質公債費比率 7.3% 将来負担比率 - 【取り組み】 H22 中期財政計画の策定(H22年11月末時点の収支見直し) H23～ 財政見直しにH22・23決算と大型基盤整備事業等を反映(H25年1月末時点)	平成24年度以降、大型基盤整備事業の集が見込まれている中で、事業の進捗状況により、適宜、財政見直しを見直す必要がある。												
2	予算規模の適正化	財政課	① 現行の* 予算枠配分制度(下記)を踏まえた新たな予算編成方式を検討し、大型事業を除く予算において適正な予算規模による予算編成を行う ② 予算編成過程の公開に向け取り組む 【説明】* 枠配分制度とは 《歳入》 ① 一般財源の見積もり 《歳出》 ② 義務的経費(扶助費・公債費・人件費等)の見積もり ③ 重点事業に要する事業費の一般財源の見積もり 《各部へ配分する一般財源》= ① - (② + ③)	「歳入に見合った歳出」の原則に基づき、適正な予算規模による財政運営	平成21年度決算では、歳入の根幹である市税が落ち込むなど景気後退の影響を受け、依然として景気動向は不透明な状況が続き、予断が許されない社会経済情勢に取り巻かれている状況がある。 この状況下において、社会保障関係経費である扶助費の伸びは顕著であり、大型基盤整備事業が平成24年度～平成26年度に集中する見込みであり、これらへ柔軟に対応する必要がある。	検討 実施					平成24年度(平成25年度予算) 予算編成過程の公開 中期財政計画との整合を図る 基金残高(財政調整・減債・公共施設整備基金) ⇒ 45億円以上 (平成26年度末)	【財政指標】 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>実質収支比率</td> <td>8.4%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基金残高</td> <td>81.8億円</td> <td>105.3億円</td> </tr> </table> * 実質収支比率とは、財政運営の健全性を表す数値で3～5%が好ましいとされている。 * 実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字の比率で、黒字の場合は「-」 【取り組み】 ・H23年度予算編成から「枠配分・重点事業枠併用方式」を採用 ・H25年度当初予算編成から編成過程をホームページにて公開		H22	H23	実質収支比率	8.4%	6.5%	実質赤字比率	-	-	基金残高	81.8億円	105.3億円	今後の重点事業や庁舎整備には多額の費用が必要となるため、国県支出金、市債の有効活用等、歳入確保策を図り、基金取崩しを極力抑えるよう取り組む必要がある。
	H22	H23																							
実質収支比率	8.4%	6.5%																							
実質赤字比率	-	-																							
基金残高	81.8億円	105.3億円																							

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
3	財務書類4表(貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書)の分析と有効活用	財政課	近江八幡市公会計整備推進委員会(内部組織)を設置し、資産・債務の内部管理強化、情報開示を目指し市全体で取り組みを推進する ①有形固定資産台帳の整備(土地から) ②未収金の管理体制の整備 ③他市の財務書類(数値)と比較分析し、予算編成への反映手法を検討する	資産管理状況の分析結果や長期的な展望を予算編成へ反映するとともに、将来展望を把握する	財務書類4表の根幹は資産管理にあり、本市では、現在、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成し、資産管理に関するデータは、暫定的に決算統計データを用いているが、資産の実態把握と再評価による資産整備が必要である。ただし、資産整備には、多額の経費と時間を要する見込みである。 また、財務書類の作成方法については確立したものの、今後、分析と有効活用が課題である。	一部実施					有形固定資産台帳整備(土地) 未収金管理体制の整備 財務書類4表の分析、活用	【取り組み】 H22 財務書類4表の整備と分析、公表(11月) H23~ " (9月) ・分析方法の検討 ・職員研修会の実施(H24.2月) ・有形固定資産の資産台帳整理(土地:公有財産台帳のデジタル化)	平成20年度決算から連結財務書類を作成・公表してきたが、予算編成や行政改革への分析・活用、市民への情報提供するためには、職員の公会計制度への理解を深める必要がある。
II - (1) - ② 税等収納率の向上													
1	市税の収納率の向上	税務課・債権対策室	①収納率の向上(現年分 98.5%)をめざす *滞納処分の強化(平成21年度 現年分収納率 98.31%) ②督促業務の民間委託の検討 ③公共サービス制限条例の検討 (参考) 県内13市 平均収納率 H22 98.7%	税負担の公平・公正性を確保する	これまで、口座振替納付やコンビニ収納の導入など市民の利便性を考慮した納付環境を整えてきた。 また、滞納額の縮減に向けて、県や県内市町と連携を図りながら滞納処分の強化に努めているが、税負担の公平性の観点から、より一層納税に対する啓発と強固な姿勢での滞納処分の取り組みが必要となっている。	一部実施					現年分収納率 98.5% (各年)	【収納率】 H22 98.39% H23 98.72% H24 98.47%(見込み) 【取り組み】 平成23年度から債権対策室を設置し、市税等徴収困難な公債権の徴収体制を強化した。	
2	国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課	収納率の向上(現年分 93%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 91.39%) *徴収業務の徹底(督促、差押等滞納処分の実施) *訪問徴収の充実 *郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 *資格管理の徹底(他保険加入者への届出奨励等) *納付相談の充実	保険料の負担の公平・公正性を確保する	国民健康保険料の収納率は、全国的にも低下傾向にあり、本市においても平成18年度をピークに年々低下している。収納率の低下は負担の公平性を崩すとともに、国民健康保険事業の財政基盤の悪化を招くため、収納率向上にむけ取り組まなければならない。 国民健康保険制度は、被用者保険の加入者等を除くすべての市民を被保険者の対象としており、高齢者が多く、比較的所得の低い人が多い構造となっている。さらに、高齢化の進展や診療報酬の引き上げなどにより医療費が増加傾向にあることと、長引く景気の低迷の影響もあり、保険料収入の確保が難しいという課題を抱えている。	実施					現年分収納率 93.0% (各年)	【収納率】 H22 92.95% H23 94.50% H24 94.50%(見込み) 【取り組み】 ・徴収業務の徹底 ・訪問徴収の充実 ・郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 ・資格管理の徹底(他保険加入者への届出奨励等) ・納付相談の充実	納付相談の機会の拡充や徴収体制の強化、未納者の早期発見・対応に努めるなど収納率確保に向けた取り組みにより、平成22年度92.95%の収納率が、平成23年度94.5%と改善傾向ではある。しかしながら、長引く経済不況により国保加入者の所得は減少傾向にあり、より一層の収納対策を講じていかなければ、収納率の減少は避けられない情勢である。
3	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	保険年金課	収納率の向上(現年分 99.9%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 99.78%) *徴収業務の徹底(督促、差押等滞納処分の実施) *訪問徴収の充実 *郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 *納付相談の充実	保険料の負担の公平・公正性を確保する	後期高齢者医療保険料の収納率は、高い収納率を維持しているが、収納率の低下は負担の公平性を崩すため、引き続き取り組む。 しかし、後期高齢者医療保険制度の加入者は、75歳以上(一部条件により65歳以上)の高齢者であり、低収入や無収入などの保険料負担能力が脆弱な場合がある。	実施					現年分収納率 99.9% (各年)	【収納率】 H22 99.83% H23 99.87% H24 99.90%(見込み) 【取り組み】 ・徴収業務の徹底 ・訪問徴収の充実 ・郵便物返戻者等に対する実態調査の実施 ・納付相談の充実	将来にわたり安定した制度運営と保険料率については負担可能な範囲にとどめるため、健診制度などを用いて、医療費の増加を抑制していく方策を講ずる必要がある。

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
4	介護保険料の収納率の向上	高齢福祉介護課	収納率の向上(現年分 99%以上)をめざす (平成21年度 現年分収納率 98.87%) * 徴収業務の徹底(督促状等の迅速な発送、差押等滞納処分の実施) * 制度無理解者へは、電話・訪問により納付を促す * 納付の意思を示さない場合における給付制限を視野にいれた対策を講じる * 65歳到達者の納付方法を、早期に特別徴収(年金からの天引き)に切り替える	保険料の負担の公平・公正性を確保する	高齢者人口は、急激に増加し、また、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加する中で、社会保障費や税等の負担増により介護保険料の収納について厳しい状況となってきている。	実施					現年分収納率 99.0% (各年)	【収納率】 H22 99.11% H23 99.10% H24 99.12% (見込み) 【取り組み】 ・徴収業務の徹底(督促・催告・滞納処分の実施) ・制度無理解者へは、電話・訪問により納付を促す ・納付の意思を示さない場合における給付制限を視野にいれた対策を講じる ・65歳到達者の納付方法を、早期に特別徴収に切り替える ・口座振替納付の推進	コンビニ収納の導入により、納付窓口を拡大することで、納めやすい環境を作った。滞納管理システムの導入により、滞納者の管理が効率化した。
5	保育料の収納率の向上	幼児課	収納率の向上(現年分 99%)をめざす (平成21年度 現年分収納率 98.16%) * 口座振替納付の推進 * 子ども手当での支給時にあわせた納付意識高揚の啓発 * 徴収業務の充実(面談・訪問)	保育料の負担の公平・公正性を確保する	経済情勢の変化に伴う所得の変動等により、保育料納付の遅延や滞納が増加傾向にあり、子ども手当による納付の推進を含め、納付意識の向上を図る必要がある。	実施					現年分収納率 99.0%	【収納率】 H22 98.60% H23 99.32% H24 99.32% (見込み) 【取り組み】 口座振替納付の推進 滞納処分について、債権対策室と協議、連携 児童手当からの徴収(分納)の実施	滞納管理システムの導入により、滞納処分を行う環境は整った。
6	住宅使用料の収納率の向上	住宅課	収納率の向上(前年度比較 0.5ポイントアップ)をめざす (H21年度 現年分収納率 82.28%) * 滞納者への取り組み(納付意識の高揚、督促状等の発送、訪問による催告・徴収) * 納付に応じない入居者には法的措置(明渡し訴訟)を講じる	受益者負担の公平・公正性を確保する	滞納には、家賃負担義務の意識が低い場合や経済情勢の変化に伴う経済的理由による場合など様々であるが、納付意識の高揚を図りながら収納率の向上を図る必要がある。	実施					平成26年度 現年分収納率 84.78%	【収納率】 H22 82.42% H23 82.11% H24 82.65% (見込み) 【取り組み】 ・滞納者への取り組み(納付意識の高揚、督促状等の発送、訪問による催告・徴収) ・納付に応じない入居者には法的措置(明渡し訴訟)を講じる	滞納者や不正入居者に対しては、引き続き明け渡し訴訟を行う等により、毅然とした姿勢で臨む必要がある。
II - (1) - ③ 受益者負担の適正化													
1	安土福祉自動車の有償運行	住民福祉課	安土福祉自動車条例を定め、有償運行する。 なお、平成23年度は、利用者の状況等実態調査を行い、福祉自動車の運行のあり方を引き続き検討する。	市民間の受益と負担の公平性を確保する	安土地域の65歳以上の市民等を対象に、公共施設や医療施設等への送迎手段として運行している安土福祉自動車は、利用者負担がなく(無料)、利用する者としない者の負担の公平性を欠いている。 * H22 公開事業診断対象事業	検討	実施				平成23年度から乗車運賃(使用料)を徴収	【取り組み】 H22 予約フリーダイヤル廃止 H23 使用料の徴収開始(1乗車につき100円) H24 事業者へ運行事業協賛金の協力依頼(1口 1万円/月) 【効果額】 H22 149千円(フリーダイヤル廃止) H23 632千円 H24 619千円(使用料収入見込み) 530千円(協賛金収入見込み)	
II - (1) - ④ 業務の再編・整理、廃止・統合													
1	業務の再編・整理、廃止・統合	各課	行政評価などを通じて検証を行い、検証結果に基づき、業務見直しを検討する	行政ニーズに柔軟に対応した、効率的・効果的な行政運営をめざす	これまで、多くの業務を見直してきたが、社会経済情勢などの変化が早い状況にある。	実施						【取り組み】 公開事業診断(H22~24)での意見等を踏まえ、業務の再編・整理、廃止・統合に取り組む(主な見直しは、別掲)	

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
2	市税納期前納付奨励金の廃止	税務課	① 県内他市の取り組み状況の確認 ② 費用対効果の検証 ③ 公開事業診断の診断結果の分析 ④ 分析・検証結果に基づく廃止検討 ⑤ 市税条例改正手続き(H23年3月議会提出) ⑥ 市民周知 【参考】 H21 納期前納付件数 市民税 5,408件 固定資産税 15,096件	納税の公平性を確保する	制度の創設当初の目的であった納税意識の高揚について、自主納付がほぼ定着してきたことに加えて、市県民税の納付について、普通徴収の場合のみ適用されることから、納税者に不公平が生じている。 *H22 公開事業診断対象事業	検討	周知	実施			市税納期前納付奨励金制度の廃止	【取り組み】 H22 市税条例の改正 H23 H24年度から廃止することの市民周知 H24 廃止についての告知	廃止になったことによる苦情等は見られなかった。一定の理解を得た。 納付書、督促状の発送数がやや増加し、期別の収納率がやや下がる等の影響があった。 口座振替への切り替え等、納期内納付については取り組みを続ける必要がある。
II - (1) - ⑤ 補助金等の整理、廃止・統合													
1	補助金・負担金の見直し	各課	行政評価などを通じて検証を行い、検証結果に基づき、補助金制度の見直しを検討する	行政ニーズに柔軟に対応した、効率的・効果的な行政運営をめざす	これまで、多くの業務を見直してきたが、社会経済情勢などの変化が早い状況にある。	実施						【取り組み】 公開事業診断(H22~24)での意見等を踏まえ、補助金の整理、廃止・統合に取り組む(主な見直しは、別掲)	
II - (1) - ⑥ 新たな歳入の確保													
1	広告事業の推進	各課	一定のルール(広告事業実施要綱)に基づき、取り組みを推進する (参考) 広告事業実施数 10事業(媒体) 駅自由通路、広報紙、窓口用封筒、ホームページバナー、市民バス・路線図、公用自動車、観光パンフレット、ポスター・チラシ(H22.12月末) * 窓口用封筒は広告を掲載した現物の提供による 平成21年度実績 4,775千円	自主財源を確保する	本市の歳入は、市税が全体の39%(平成21年度決算)を占めているが、平成20年度と比較すると景気動向による影響を受けて大幅に減少している。こうしたことから、安定した自主財源を確保することがより安定した公共サービスの提供につながるため、自主財源を増やす取り組みが必要である。	実施					広告媒体数を増やす 広告料収入の増加	【広告事業数と広告料収入等の状況】 H22 10事業(媒体) 7,701千円 H23 " 8,520千円 H24 " 8,800千円 (決算見込額)	広告事業とふるさと応援寄附金制度のPR活動を行う職員を配置し、取り組みを推進する。 (参考) ふるさと応援寄附金の状況 H23 8,290千円
II - (1) - ⑦ 公有財産の有効活用と処分													
1	公有財産の有効活用と処分	管財契約課	① 公有用地を精査し、利用目的のない財産の有効活用・売却処分を進める ② 定期借地権付の土地運用についても検討する	歳入の確保及び土地管理経費の軽減を図る	事業計画の見直しや事業残地など市が保有する未利用地の有効活用を図る必要があるが、売却をするためには、用地確定測量や登記整理が必要な土地が多く残されている。また、合併に伴い、売却可能な普通財産を精査し、抽出する必要がある。	一部実施					平成24年度に新たな売却計画を策定し、これに基づいた売却を実施する	【売却額】 H22 26,788千円 H23 1,367千円 H24 12,048千円(2月末現在) 【取り組み】 用地測量、登記整理、公募・入札、公有財産台帳のデジタル化 (参考) H22 都市計画道路の見直し	売却を進める際には、用地確定測量や公図混雑地域の登記整理を行い資産価値を明確化する必要がある。 なお、市の名義となっている自治会用地等を自治会に譲渡するためには、自治会の地縁団体化を進める必要がある。 また、公有財産台帳のデジタル化は適切な資産管理につながり、公会計整備に反映できる。
2	改良住宅(2戸1)の譲渡処分	住宅課	(譲渡基本方針) ① 改良住宅の譲渡を行う ② 改良住宅の建て替えは行わない ③ 空き家については、国の用途廃止承認後、建物、土地を処分する (参考) 改良住宅戸数 596戸	地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高める	昭和49年度以降、住宅地区改良事業や小集落地区改良事業により596戸の改良住宅(2戸1)を建設したところであるが、平成22年度に譲渡基本方針を策定して、譲渡を進めることとなった。 しかし、譲渡を進めていく上で、入居者の高齢化や国の制度により建設した経緯から、譲渡処分するにあたっての規制が厳しいことが課題となっている。引き続き、1戸単位での処分などを要望する必要がある。	実施					譲渡戸数 80戸	【譲渡戸数】 H22 - H23 6戸 H24 22戸 【取り組み】 H22 住宅譲渡基本方針を策定 入居者説明会 H22~ 個別訪問を実施 国への譲渡処分に係る事前協議 国への緩和規制の要望 譲渡を条件に、空き家への入居者を募集 用地測量・地図訂正 等	国の譲渡処分に係る規制が平成23年度から緩和され、1戸単位での譲渡に加え、敷地価格についても更地価格から市場価格が認められるようになった。また、譲渡に伴い、分離工事を施工することにより、近隣入居者の持家化への気運の向上につながっている。 しかし、地図訂正などで手続きが困難なケースもある。

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
II - (1) - ⑧ 給与等の適正化													
1	給与等の適正化	総務課	① 現行制度下の人事院勧告や県人事委員会勧告を踏まえ、地域の民間給与を反映させた給与改正 ② 特殊勤務手当をはじめとする諸手当の検証と見直しの実施 ③ 「市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づく改正 ④ 市財政状況を踏まえた特別職及び一般職の独自給与抑制策の検討 ⑤ 特別職及び一般職の給与等の公表	地域の民間給与を反映させた適切な給与水準とする。	地方公務員の給与制度の動向に注視し、現行制度下の人事院勧告や県人事委員会勧告を踏まえ、労働組合と協議しながら、民間給与を反映させた給与の適正化に努める。	実施					地域の民間給与を反映した給与水準	【取り組み】 H22 給料月額引き下げ(△0.19%) 期末・勤勉手当の引き下げ 他 (特別職△0.15月・一般職△0.2月) H23 議員報酬、特別職給料 5%カット 一般職給料 1%カット (H23.6~H24.3) 給料月額引き下げ(△0.23%) 技能労務職の昇給抑制年齢 (57歳)の設定 H24 議員報酬、特別職給料 5%カット 管理職手当 5%カット 現給保障の減額(H24.4~ 2分の1) 技能労務職57歳以上の昇給抑制 (H25.1~) 【効果額】 H22 72百万円 H23 26百万円 H24 17百万円(見込み)	平成23年6月からの給料カット分の財源は、大災害に備えた基金(大災害支援基金)に積み立てている。 →H23年度末決算残高 41,795千円 国家公務員の退職給付の支給水準の見直しにより、地方公共団体に対しても同様の見直しが求められ、H25.3月議会に退職手当条例の改正案を提出する。 H24年度より2年間、給与改定特例法により、国家公務員の給与が7.8%削減されていることから、地方自治体に対しても同様の削減を行うよう要請されており、その対応が課題となる。 (参考) ラスパイレス指数 H22 99.5% H23 98.3% H24 106.4%(98.3%) ※H24数値については、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法の措置による。カッコ内は措置が無いとした場合の値。
2	福利厚生(職員互助会)事業の見直し	総務課	① 情報公開を進め、職員互助会事業の透明性を高め、市民への説明の充実を図る ② 職員互助会事業については、市の財政状況や社会情勢との適合性、民間企業や他の地方自治体等との均衡等を考慮しながら実施するとともに、引き続き、事業内容や公費(職員互助会事業補助金)負担のあり方について見直しを検討する	社会情勢との適合性や民間企業、他の自治体等との均衡に考慮した福利厚生事業とする	職員互助会事業については、職員の会費と市の補助金等により運営している。市の補助事業については、平成21年度に対象事業を精査し、見直しを行ってきたところであるが、市民の理解と説明責任が果たせるような互助会事業でなければならない。 *H22 公開事業診断対象事業	一部実施					職員互助会事業の実施状況の公表 互助会事業の継続的な見直し	【取り組み】 近江八幡地域勤労者福祉センターや県内13市の福利厚生事業の実施状況を把握し、比較検討の結果、職員互助会検討委員会を開催し、福利厚生事業の事業内容及び給付内容を見直し、次年度以降反映させる。 また、職員互助会の社会貢献活動として、道路の美化清掃活動の実施範囲を拡大した。 (参考) 公費負担率 (県内市町平均) H24 21.7% 35.2% (県内3番目に低い)	
II - (2) 民間委託等の推進													
1	学校給食(調理業務)	学校教育課	小学校における学校給食調理業務を随時民間委託に切り替えていく * 平成22年度まで 桐原小学校 1校 * 平成23年度から 桐原・金田小学校 2校 【H23年度 学校給食のあり方検討委員会での検討結果を受けての方針】 平成25年度からの幼稚園・中学校の完全給食実施に伴い、新給食センターでの調理業務に民間活力を導入し、最終的には新給食センターに集約し、効率化を図る。ただし、沖島幼稚園・小学校は当分の間統合しない。 (参考) 給食実施状況 旧近江八幡市 10小学校(自校方式) 旧安土町 センター方式(幼稚園、小・中学校)	民間のノウハウを活かし、衛生管理等の充実と安定した給食サービスの充実を図る	近江八幡地域の小学校10校は自校方式、安土地域の幼稚園、小・中学校はセンター方式で給食を実施している。市全体の職員数を抑制し、学校給食に従事する正規職員が減少する中で、平成19年度から桐原小学校が、平成23年度から金田小学校の調理業務を民間業者に委託することとなった。 また、平成23年度には、「学校給食あり方検討委員会」において幼稚園・中学校における完全給食実施にむけた検討が行われ、その結果を受けて、方針の見直しも必要になる。	一部実施					【当初】 学校給食基本計画の策定 基本計画に基づき委託化を推進 【新給食センターの整備に伴い】 改革の方針に基づき、新給食センターでの調理業務に民間活力を導入する	【委託校数】 H22 桐原小学校 1校 H23~ 桐原・金田小学校 2校 【取り組み】 H22 学校給食あり方検討委員会の公募委員を募集 H23 学校給食あり方検討委員会にて、市内の全幼稚園、中学校における給食実施にむけての方針を決定した。 (参考) 正規職員(調理員)数の推移 H21 H22 H23 H24 (小学校・安土給食センター配置) 20人 18人 15人 11人 (保育所等配置) 6人 6人 6人 5人	民間委託が進むことに伴い、職員の職場がなくなるため、その職員の雇用の確保が課題であり、関係課及び労働組合と定期的に協議を行っている。 平成25年8月より、新給食センターが稼働するため、運営委託業者の選定を行った。平成25年度末には安土給食センターを廃止し、新センターに集約を図る。

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
II - (3) 指定管理者制度等の活用													
1	かわらミュージアム	文化観光課・かわらミュージアム	かわらミュージアムの管理運営に、指定管理者制度を導入する ① 指定管理者による管理運営に向け諸条件の整理 ② 指定管理者の選定に向けた手続き ③ 直営による管理運営から指定管理者による管理運営に移行 ④ 検証・評価(モニタリング)の実施	市民サービスの向上と経費節減を図る	かわらミュージアムは、H7年度に八幡瓦を中心とした瓦技術と文化を後世に伝え、地域文化の普及振興を図ることを目的に設置されたが、年月が経過し、八幡瓦を取り巻く状況も変化してきた。施設は、正規職員等を配置し直営しているが、収支状況が厳しい。事業拡充の取り組みとして、H23年3月には焼成炉が完成した。 (参考) H22年度の職員配置 正規職員 1名 嘱託職員 1名 臨時職員 6名 *H22 公開事業診断対象事業	検討	実施				指定管理者制度の導入	平成24年4月1日～指定管理者制度導入 【取り組み】 H22 ・管理運営方針の明確化 H23 ・設置条例の改正(6月議会) ・指定管理者の公募・選定 ・資料館との一体的な管理運営の検討 H24 ・指定管理者制度導入に伴うモニタリング実施	より効率的な運営、サービス向上を目指し、資料館、西川家住宅と一体的に指定管理を行うこととした。
2	特別史跡安土城跡前駐車場及びガイダンス施設	文化観光課	特別史跡安土城跡前の土地を、史跡整備が行われるまでの間、駐車場として活用し隣接するガイダンス施設と一体的な管理運営を行う ① 指定管理者による管理運営に向け諸条件の整理 ② 指定管理者の選定に向けた手続き ③ 直営による管理運営から指定管理者による管理運営に移行 ④ 検証・評価(モニタリング)の実施	土地の有効活用による利便性の向上及び管理運営の効率化を図る	特別史跡安土城跡前の土地を、春と秋の観光シーズンに公共的団体に貸与し、一時的に駐車場として利用されていたが、有効活用という点から課題があった。また、平成22年5月に、トイレと休憩所の機能を備えたガイダンス施設が完成し、直営で維持管理(鍵の開閉や清掃等の業務は民間委託)行っていた。 *H22 公開事業診断対象事業	検討	実施				指定管理者制度の導入	平成23年4月1日～指定管理者制度導入 【取り組み】 H22 ・設置条例の制定(12月議会) ・指定管理者の公募・選定 ・指定管理者の指定議案の議決(3月議会) H23 ・管理運営状況の中間検証 ・再選定手続き(指定管理期間3年) ・指定管理者の公募・選定 ・指定管理者の指定議案の議決(12月議会) H24 ・モニタリングの実施	
II - (4) 地方公営企業の経営健全化													
1	病院事業の経営健全化	総合医療センター	「市立総合医療センター病院改革プラン」に基づき取り組む 【具体的な取り組み】 ① 関係医科大学との連絡調整を密に図りながら、医師確保に努める ② 看護師の労働環境改善を図り、安定的な確保を図る ③ 限られた医療資源を有効活用するため、地域医療連携をより進める ④ 新規の診療報酬加算取得を進める	東近江医療圏域の急性期疾患を中心とした入院ならびに救急医療の充実と経営の安定化	東近江医療圏の基幹病院として、救急救命センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院等の大きな役割を担う急性期病院として地域医療に貢献している。 医療については、三次救急として高度な医療提供を行い、圏域内の三分の二を超える救急患者を受け、医師・看護師の慢性的な不足に陥っている。 病院経営については、日進月歩で高度化する医療に対する高額な医療機器整備や医療材料、施設整備費を伴うため、新規の診療報酬加算への取り組みや包括医療(DPC)の導入を行う中で、収支状況は改善の方向にあるが、引き続き経営効率化に取り組む必要がある。 (参考) H21経常収支比率 97.8%	実施					経常収支比率(H21) *97.8% → 99.9%	【経常収支比率】 H22 102.8% H23 102.5% ※経常収支比率は、経常的な収支のバランスをみる指標で、100%以上であるときは経常利益が発生している。 【取り組み】 H22～ ・医療機器整備 ・各種診療報酬加算の取り組み(小児入院医療管理料2・H23)(急性期看護補助体制加算1・H23) (参考) 病床利用率 H22 84.5% H23 87.4%	

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応																																					
						22	23	24	25	26																																								
【Ⅲ 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上】																																																		
Ⅲ - (1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織																																																		
1	行政組織の見直し	総務課	<p>① 市民にわかりやすい行政組織(ネーミングと市民窓口機能の可能な限りの集約化)</p> <p>② スリムで重要政策の推進強化を図る行政組織(政策推進に係る意思決定の迅速化と重要施策推進体制の構築)</p> <p>③ 地域自治区(安土町総合支所)の権能と本庁各部局との機能分担</p> <p>④ 職員削減及び職務職階制に基づく職員構成を想定した組織</p> <p>(参考) H22年3月21日の行政組織</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁</td> <td>市長部局</td> <td>7部34課室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育委員会事務局</td> <td>3課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道事業所</td> <td>1部 2課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院事業事務局</td> <td>1部 2課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安土町総合支所</td> <td>5課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>11部局46課室</td> </tr> </table>	本庁	市長部局	7部34課室		教育委員会事務局	3課		水道事業所	1部 2課		病院事業事務局	1部 2課		安土町総合支所	5課		計	11部局46課室	年次的な職員数の削減を踏まえつつ、諸情勢の変化に対応できる行政組織	職員の英知を結集し、更なる行政改革の推進を図りながら、限りある経営資源(人・モノ・カネ・情報)を効果的に活用し、権限移譲などで地方自治体の業務量が年々増大化する中において、「選択と集中」を図りながら組織力を高める必要がある。このことから、各部局の現状や課題を抽出しながら、組織運営の合理化・効率化の検討を行っている。	検討	実施					行政組織の見直し	<p>【H24. 4.1 組織の再編】</p> <table border="1"> <tr> <td>市長部局</td> <td>6部34課室</td> </tr> <tr> <td>(水道事業所含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安土町総合支所</td> <td>4課</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>5課室</td> </tr> <tr> <td>病院事業事務局</td> <td>2課</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9部局45課室</td> </tr> </table> <p>※ 総合政策部 市庁舎整備推進室、市民部 危機管理室を設置</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の重要施策の進展を図るため、2室の新設などを行った。 ・市職員の定員適正化計画等に応じた組織体制について、行政組織プロジェクト委員会(内部組織)において検討を行っている。 	市長部局	6部34課室	(水道事業所含む)		安土町総合支所	4課	教育委員会事務局	5課室	病院事業事務局	2課	計	9部局45課室							
本庁	市長部局	7部34課室																																																
	教育委員会事務局	3課																																																
	水道事業所	1部 2課																																																
	病院事業事務局	1部 2課																																																
	安土町総合支所	5課																																																
	計	11部局46課室																																																
市長部局	6部34課室																																																	
(水道事業所含む)																																																		
安土町総合支所	4課																																																	
教育委員会事務局	5課室																																																	
病院事業事務局	2課																																																	
計	9部局45課室																																																	
Ⅲ - (2) 定員管理の適正化																																																		
1	定員管理の適正化	総務課	<p>定員管理適正化計画を策定し、取り組みを強化する</p> <p>① 柔軟かつ効果的に対応できる行政組織の構築に努める</p> <p>② 事務事業の見直し、縮小や統廃合への取り組み及び権限移譲を前提としたものとする</p> <p>③ 民間委託や指定管理者制度の導入推進によるスリム化をめざしたものとする</p> <p>④ 定員管理とともに総人件費抑制の観点から、嘱託職員や臨時的任用職員等の活用を図り、退職者数の推移に注視し、基本的には新規採用の抑制に努めながら定員の削減を実施する</p>	効率的・効果的な行政運営	旧市町において、行政改革大綱・実施計画に定員適正化計画を位置付け取り組みを進めてきたが、以前として厳しい行財政環境にあり、行政需要の増大や多様化、高度化に対応するため、行政組織の効率化、合理化に努め、限られた職員数の中で、質の高い行政サービスの提供と社会経済情勢及び多様な市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる体制をめざさなければならない。ついで、これまでの職員の定員管理を検証するとともに、市長マニフェストの実現にむけ取り組む。	実施					<p>〈数値目標の考え方〉</p> <p>ア(定員適正化対象)</p> <p>一般行政部門(水道事業・特別会計含む)、教育部門において、H22年4月1日を基準日として、平成27年4月1日で職員数を10%削減する</p> <p>イ(除外する部門と職種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院事業 ・少子高齢化の進展に伴い、介護保険や子育て支援などの行政ニーズの増大が見込まれる業務に従事する保健師、社会福祉士、幼稚園教諭、保育士等の職種 ・看護専門学校専任教員 <p>【数値目標】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H27</td> <td>増減</td> <td>適正化率</td> </tr> <tr> <td>定員適正化対象</td> <td>442</td> <td>397</td> <td>△45</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>除外職種</td> <td>183</td> <td>190</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>625</td> <td>587</td> <td>△38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>489</td> <td>524</td> <td>35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(全体)</td> <td>1,114</td> <td>1,111</td> <td>△3</td> <td></td> </tr> </table> <p>【職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>定員適正化対象</td> <td>442</td> <td>433</td> <td>421</td> </tr> </table> <p>H24.4.1現在実績 対H22比 △21人</p>		H22	H27	増減	適正化率	定員適正化対象	442	397	△45	10.2%	除外職種	183	190	7		小計	625	587	△38		病院事業	489	524	35		合計(全体)	1,114	1,111	△3			H22	H23	H24	定員適正化対象	442	433	421	本格化する重点事業に対応するために、適宜人員体制は見直しているが、今まで以上に一人ひとりの能力を高め、心身の健康に配慮した取り組みが重要になってきている。
	H22	H27	増減	適正化率																																														
定員適正化対象	442	397	△45	10.2%																																														
除外職種	183	190	7																																															
小計	625	587	△38																																															
病院事業	489	524	35																																															
合計(全体)	1,114	1,111	△3																																															
	H22	H23	H24																																															
定員適正化対象	442	433	421																																															
Ⅲ - (3) 人材育成の推進																																																		
1	人材育成の推進	総務課	<p>職員の意識改革を図り、人を育てる職場環境づくりをめざす</p> <p>① 人材育成基本方針を策定し、方針に係る具体的な方策(職員提案制度含む)について適宜検証する</p> <p>② 職員の育成と意欲向上につながる目標管理を取り入れた人事評価制度を導入する</p>	組織力の向上を図る	旧近江八幡市の人材育成基本方針に基づき、年間研修計画を立てて職員研修等を実施しているが、この方針の策定から10年が経過し、合併により人事評価制度を反映した新たな基本方針を策定し、人材育成に努める必要がある。人事評価制度の本格導入にむけ、職員の認識を深め、評価の平準化及び評価技能の向上に努める必要がある。	一部実施					<p>人材育成基本方針の策定と具体的な取り組みの達成状況の把握と分析</p> <p>人事評価制度の導入</p>	<p>H22 人材育成基本方針を策定</p> <p>H23 人事評価制度の導入</p> <p>【取り組み】</p> <p>H22 ・検討委員会を設けて、人材育成基本方針を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の試行 <p>H23 ・ " の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ " 説明会の実施 ・ " 研修会の実施 ・ " の課題抽出と改善 <p>・苦情処理委員会等の設置</p> <p>H24 ・人事評価制度による評価の処遇反映(H26年1月昇給分)</p>	人事評価に関する苦情処理委員会及び処遇反映決定委員会等を設置し、公正性と納得性を高めるための仕組みを整えた。人事評価に係るアンケート調査を実施し、評価基準や評価者の開示手法などの現状把握を行い、平準化を図るための研修会を実施した。																																					

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
Ⅲ - (4) 公正の確保と透明性の向上													
1	ローカルマニフェストの 評価	政策 推進課	ローカルマニフェストの評価を、行政外部の視点(近江八幡市ローカルマニフェスト評価委員会を設置)で行い、市民への情報公開と説明責任を果たしながら協働のまちづくりを進める	まちづくりの方向性や施策の 透明性の向上を図る	厳しい財政状況の中で市民と行政の役割を明確にし、協働のまちづくりを一層進めるために、まちづくりの方向性や実施する施策を広く市民に理解される必要があることから、ローカルマニフェスト(34項目)を定めているが、各項目の具体化する過程において、客観的な視点から評価し、市民に公表する必要がある。	実施					ローカルマニフェストの各年度の達成 状況、評価結果の公表 ※ローカルマニフェストは H22～H25までの取り組み	【既の実現、計画どおりの進捗項目数】 H22 21/35項目 H23 34/37項目 【取り組み】 H22 ・有識者と市民委員による評価委員会を設置(有識者と市民委員) ・評価委員会によるヒアリングの実施 ・評価書のまとめ H23～ ・前年度評価書の公表 ・ヒアリングの実施(中間・年度末) ・評価書のまとめ	
2	行政評価	財政課	行政資源の有効活用を図るために、「必要性」「有効性」「効率性」の観点から、事務事業の検証・評価に取り組む また、市民を交えた第三者の視点からの検証を行う (H22年度からは公開事業診断を実施)	行政活動の透明性の向上を 図るとともに、効率的・効果 的な行政運営をめざす	社会情勢の変化に伴い市民ニーズが変化するため、事務事業を検証する際の指針を定め、各所属での検証を促している。 また、市民と行政では、行政サービスについての必要性や行政関与のあり方についての認識に差が生じている状況もある。	一部 実施					公開事業診断対象事業の見直し (改善した)件数	【事業見直し等改善件数】 H23 15件/32項目 【取り組み】 H22 ・「公共サービスの行政関与及び民間委託等に関する指針」「補助金等の見直し方針」「公の施設の管理運営に関する方針」策定 ・公開事業診断の実施 (26事業34項目) ・ " 対象事業の見直し方針の決定 (32項目が要改善) H23 ・公開事業診断の実施(14事業) ・ " 対象事業の見直し方針の決定 (13事業が要改善) ・H22対象事業の検討状況の把握 (追跡調査) H24 ・公開事業診断の実施(6事業) ・ " 対象事業の見直し方針(案) を議会へ中間報告 ・H22,23年度実施事業の検討状況の把握	市民傍聴者が少ないという課題に対し、H24年度は新たに市民判定員方式を導入し、市民が診断に参加し診断結果により意見が反映する仕組みとした。
3	行政改革大綱・実施 計画の策定と進捗管理	財政課	行政改革大綱・実施計画の策定・見直しの際に、PDCAの各過程に市民の意見を反映し(近江八幡市行政改革推進委員会の設置)、取り組みを推進する	合併後の新たな自治体運営 体制を確立する	これまでの行政改革で、市民と行政の役割や事業の見直しを進め、簡素で合理的な行政運営が一定進んできたが、合併により様々な制度や仕組みに変化がおこり、新しい住民自治や行政体制に検討を加えなければならない。 また、行政改革を進めていく上で、行政の一方的な見直しではなく、改革の過程において市民の意見を反映し、市民の理解を得るための取り組みが重要である。	実施					各取り組み項目の目標達成状況 結果の公表	H22 行政改革大綱・実施計画を策定 【取り組み】 H22 ・行政改革推進委員会(有識者、市民委員)を設置し、提言を受ける ・提言を踏まえた行政改革大綱、実施計画を策定し、公表する H23～ ・各項目の進捗状況と新たな取り組みの把握とまとめ ・行政改革推進委員会への報告と意見聴取	行政改革大綱で示した方針に基づいて改革を進めてきたことによる効果の検証・評価が重要である。また、その結果を市民に工夫して情報提供することが求められている。 H22～H26年度までの計画期間のうち、H24年度が中間年であることから、H25年度中に進捗についての中間評価を行う。
Ⅲ - (6) 広域行政等の推進													
1	し尿処理事業の広域 化	環境課	現在、八日市布引ライフ組合へ委託しているし尿等の処理業務(近江八幡地域分)を、組合への加入による広域化及び民間での処理委託について検討する	し尿及び浄化槽汚泥処理の 合理化	旧近江八幡市は平成17年度まで市が所有する第1クリーンセンターにてし尿等の処理を行っていたが、平成18年度以降は八日市布引ライフ組合へ業務委託している。 なお、旧安土町は合併以前からし尿処理等業務を八日市布引ライフ組合(組合員)で処理している。	検討					し尿及び浄化槽汚泥処理の合理化	【取り組み内容】 ・八日市ライフ組合との協議・調整を進め、民間での処理委託について検討を図った。 ・第1クリーンセンターを改修し、下水道への直接投入による処理を行うよう手続きを進め、H25年度中に投入処理を開始できる環境が整った。	

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応		
						22	23	24	25	26					
【H23 追加項目】															
Ⅱ - (1) - ④ 業務の再編・整理、廃止・統合															
3	安土デイサービスセンター施設管理事業の見直し	住民福祉課	安土デイサービスセンター事業の事業主体を見直す	民間事業者との役割分担による効率的・効果的な行政運営	安土デイサービスセンターは旧安土町の介護サービス事業の中心的な施設であり、行政が事業主体となってデイサービス事業を実施してきたが、合併により、当該事業の社会資源が充足し、行政関与の必要性が薄れてきた。 (H18年度からは指定管理者制度を導入し、指定管理者である市社会福祉協議会は、H11年度から事業を担っている)		検討					実施	平成24年度から、行政が事業主体となったデイサービス事業は廃止する	H24年度から、近江八幡市社会福祉協議会が事業主体となり、市は施設を貸与する。 【取り組み】 ・市社会福祉協議会との協議 ・庁内関係課協議 ・条例廃止議案を提出、議決(12月議会) 施行日 H24.4.1	
4	すくすく育児支援金事業の見直し	子ども支援課	第3子を出産した際の一時金として支給してきたすくすく育児支援金を廃止し、新たな少子対策、子育て支援策を講じる。	少子化対策、子育て支援事業の推進	平成19年度から少子対策の一環として子育て家庭における経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりをめざし事業実施してきたが、平成22年度に子ども手当制度が創設され、さらに、平成23年度に制度改革により3歳未満と小学校卒業までの第3子以降に対する支給額が増額された。 *H23 公開事業診断対象事業		検討					実施	平成24年度から、すくすく育児支援金を廃止し、新たな少子対策、子育て支援事業を実施する	平成24年度からすくすく育児支援金事業は廃止する。ただし、平成24年10月31日までの経過措置を設ける。 また、新たに不妊治療への助成、保育所の待機児童解消のための家庭的保育事業を実施する予定。 【取り組み】 ・公開事業診断の意見を踏まえ、見直し方針を検討 ・すくすく育児支援金条例の廃止議案を議決(12月議会)	
5	証明書自動交付機による交付サービスの見直し	市民課	証明書自動交付機の更新は行わず、住民サービスを低下させない代替措置を検討する。 具体的には、平日の時間延長やコンビニでの交付等県内の他市の状況を注視しながら検討する。	証明書自動交付機の更新は行わず、平成24年度から住民サービスを低下させない代替措置へ移行する。	平成15年8月に証明書自動交付機を設置し、住民基本台帳カードを利用した住民票、印鑑証明書の交付が可能となった。このことに伴い、休日の交付サービスも可能となった。 しかし、自動交付機の更新時期を迎え、更新するためには多額の費用が必要となること、利用率が下がらないことが課題となっている。 (参考) H23.3末時点 住基カード保有者数 4,479人 *利用率 5.68% (自動交付機による交付割合) *H23 公開事業診断対象事業		検討					実施	証明書自動交付機の更新は行わず、住民サービスを低下させない代替措置への移行	【取り組み】 H22 ・サービス提供方法の比較検討(コンビニ交付と自動交付機) H23 ・公開事業診断の意見を踏まえ、見直し方針を検討 ・関係課との協議 ・H24年度から自動交付機を廃止することの市民周知(2月広報・HP・通知) ・条例改正を議決(3月議会) (参考) ※自動交付機廃止後の措置として、時間外に住民票等を受け取ることができる電話予約サービスの周知をしたところ、効果がありサービスの利用者が増えた。 (利用者数) H23 39件 H24 198件(2月末現在)	
6	国際交流員(CIR)の配置見直し	地域振興課	国際交流事業を行うための国際交流員(CIR)の配置(雇用)はH24年7月末までとし、国際交流員に依存しない方法に移行する。 また、平成24年7月末までの間の国際交流員の業務内容を明確にし、活用するために、市内小中学校の国際理解講座へも派遣する。	H24年7月末で国際交流員の配置をなくし、実施方法を見直す	イタリア・マントヴァ市との国際交流事業の窓口として国際交流員を配置し、連絡調整やマントヴァ市に関する情報発信を行うほか、安土町国際交流協会の事業などに協力してきた。しかし、他団体の事業への関わりが大きくなり、国際交流事業の実施方法の見直しや、国際交流員の役割を明確にする必要があった。 *H22 公開事業診断対象事業		検討					一部実施	H24年7月末で国際交流員の配置をなくし、実施方法を見直す	【取り組み】 H22～ ・国際交流員の業務内容の見直し(市内小中学校への派遣) H24 ・国際交流員の配置停止(5月退職) ・国際交流事業の所管をまちづくり支援課へ所管替えし、集約化を図った。 ※屏風絵の探索事業については、発見可能性が相当程度高くなるまで中止する。	

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
II - (1) - ⑤ 補助金等の整理、廃止・統合													
1	たばこ販売推進会育成事業補助金	税務課	平成23年度から補助率等の見直しを行った初年度であるため、推進会の自主財源による運営の検証と継続性から、平成24年度以降段階的に補助率を見直し、廃止する。 H23 補助率1/2 補助金限度額 90万円 H24 " " 60万円 H25 " " 30万円	平成26年度から廃止	市たばこ税は、たばこの製造者、卸売販売業者等が小売り販売業者に売渡す場合に、その製造たばこに対し、小売り販売営業所在地の市が徴収する税金で、市内のたばこ購入促進は、市たばこ税の増収に繋がることになる。 そのため、近江八幡市たばこ販売推進会が実施する地元販売促進事業などの活動費に補助金を交付してきたが、販売方法や購入者のニーズが大きく変わり、見直しが必要になってきた。 *H23 公開事業診断対象事業	検討	一部実施	→	実施	補助金の廃止	【取り組み】 H22 H23年度補助金から補助率見直し H23 公開事業診断の意見を踏まえ、見直し方針を検討 H24 見直し方針に沿って補助金限度額の減額 90万円→60万円 △30万円		
II - (3) 指定管理者制度等の活用													
3	資料館	文化観光課・資料館	資料館の管理運営に、指定管理者制度を導入する ① 指定管理者による管理運営に向け諸条件の整理(指定管理者が担う業務の明確化) ② 指定管理者の選定に向けた手続き ③ 直営による管理運営から指定管理者による管理運営に移行 ④ 検証・評価(モニタリング)の実施	市民サービスの向上及び管理運営の効率化を図る	本市のまちづくりでは、地域の魅力を向上させるために、市内の多くの文化的、歴史的遺産の有効活用が求められ、観光拠点地域に位置している資料館においては、これまで以上に市内の文化・観光施設や観光産業との連携が必要となっている。 *H22 公開事業診断対象事業	検討	→	実施	指定管理者制度の導入	【取り組み】 H22 ・かわらミュージアムとの連携策の検討 ・収蔵品の整理(台帳化) H23 ・指定管理者と市の業務分担の検討 ・指定管理者制度導入の基本的な考え方の明確化 H24 ・かわらミュージアムと一体的に管理運営する方針に基づき、H25年4月から指定管理者選定を行う			
II - (5) 第3セクター等の見直し													
2	(財)安土町農業公社への行政関与の見直し	産業建設課	(財)安土町農業公社において、設立趣旨や運営状況から公社の役割を再検討されている。 今後、財団の検討状況にあわせて、行政関与を見直していく。	財団と市の役割分担による効率的・効果的な行政運営	平成6年度に、安土地域における効率的で近代的な農業の確立を図るために設立され、農地利用集積円滑化団体として農地の利用集積の調整等の取り組みがなされている。 一方、近江八幡地域においては、その役割を農業協同組合が担い事業展開されている状況であり、社会経済状況の変化により、財団の役割について検討されることとなった。 (出資者：市と農業協同組合)	検討	→	実施	財団への行政関与を見直す	【取り組み】 H22 関係者による協議 H23 ・農地の受け手農家に対する説明会の開催支援 ・利用権設定の切り替え支援 H24 ・H24年度末で公社の解散を行う ・出資金については「農業振興基金条例」を策定し、農業振興目的に活用を図る			
3	(財)近江八幡市人権センターへの行政関与の見直し	人権・市民生活課	(財)近江八幡市人権センターあり方検討委員会での検討結果を踏まえ、財団への行政関与のあり方を見直す。	財団と市の役割分担による効率的・効果的な行政運営	平成7年に部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決のために財団を設立し、いきいきふれあいセンターを人権啓発の拠点とし、これまでに市民の人権意識の高揚を図るための調査・研究事業や啓発事業等に取り組み、財団はその役割を果たしてきた。 しかし、少子高齢社会、情報社会の進展で価値観の多様化が進み、人権問題も変化し、新たな問題が生じていることから、財団の役割を見直す必要が生じている。	検討	→	実施	財団への行政関与を見直す	【取り組み】 H23 ・(財)近江八幡市人権センターのあり方検討委員会を設置 ・これまでの取り組みの成果等を検証 ・財団の意見を聞きながら見直しを進めていく H24 ・財団については平成25年3月末をもって解散することを決定した。			

行政改革の取り組み状況

No.	取組項目	担当	改革の方針と具体的な内容	最終目標【目的】	改革に取り組むに至った背景 (現状と課題)	実施年度(目標)					成果指標と平成26年度末 までの達成目標	これまでの取り組み(達成状況)	取組中に課題となったことや 工夫してきた点、市民等の反応
						22	23	24	25	26			
【H24 追加項目】													
I - (1) 地域協働の推進													
7	都市計画マスタープラン、緑の基本計画	都市計画課	近江八幡市八日市都市計画区域マスタープランや新市基本計画に則したまちづくりに係る基本的な方針を明らかにすることで、本市の都市計画に関する最上位計画として位置づけ、将来にわたる都市計画の方向性を定める。	まちづくり協議会による各地域のまちづくり方針を都市計画に反映していく仕組みを作る。	合併調整事項であり、新市としてのまちづくりの基本方針と、都市計画との関連性を明確にする必要があった。					実施	都市計画に基づく土地利用を進める	【取り組み】 H23 ・委員会開催 ・各地区、ワークショップでの意見集約 ・パブリックコメントの募集策定 (H24年3月) H24 ・計画の公表に伴う関係機関への周知	
II - (1) -4 業務の再編・整理、廃止・統合													
7	通園バス運行事業(幼稚園運営事業)の見直し	幼児課	通園バス運行事業の見直しにあたっては、現行の課題を踏まえて、安土町域自治区地域協議会と協議を行い、平成24年8月末までに方向性を出していく。	全市的な均衡と公平性を確保し、効率的・効果的な行政運営をめざす	合併協定において新市での調整項目となっており、全市的な均衡、費用対効果、公平性、事業の必要性等の検討が必要であった。 * H23 公開事業診断対象事業					検討	実施 平成26年度末をもって通園バス運行を廃止する。	【取り組み】 H24 ・安土町域自治区地域協議会と協議を行い、利用者アンケートや説明会を実施し、平成27年3月をもって運行事業の廃止を決定 ・運行廃止の周知等については、新入園児募集要項に明記するとともに、全園児保護者向けに文書の送付を実施。	旧町の施策として事業を継続してきており、見直しにあたっては保護者の理解を得る必要があった。